

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(支援決定) 第十九条 [略] 2～6 [略] 7 支援決定は、機構の成立の日から平成三十三年三月三十一日までの期間内に行わなければならない。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合には、主務大臣の認可を受けて、一年を限り、その期間を延長することができる。</p>	<p>(支援決定) 第十九条 [同上] 2～6 [同上] 7 支援決定は、機構の成立の日から五年以内に行わなければならない。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合には、主務大臣の認可を受けて、一年を限り、その期間を延長することができる。</p>